

産支第541号

平成29年11月24日

鹿児島県工業俱楽部
会長 岩元 正孝 様

鹿児島市産業支援課長 中馬 秀文



「地域未来投資促進法」に基づく鹿児島県基本計画等の周知について（依頼）

時下、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、企業立地促進法の改正法として、本年7月31日に「地域未来投資促進法」（正式名称：地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）が施行され、本県においては、同法に基づく「鹿児島県基本計画」を県並びに県内全市町村が共同で策定し、9月29日に国の同意を得たところです。

同法においては、課税の特例等の支援措置が用意されており、支援措置の適用にあたっては、事業者が同基本計画に基づき、別紙3「地域経済牽引事業計画」を作成し、県の承認を得る必要があります。

つきましては、同法の概要や手続き、主な支援措置については下記のとおりですので、貴会員等に周知くださるようお願いします。

記

1 地域未来投資促進法の趣旨

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。

2 対象事業者

製造業関連、情報通信業関連、観光関連などで、「4」の承認基準を満たす事業を行う事業者

3 手続き

- (1) 事業者：「鹿児島県基本計画」に基づき地域経済牽引事業計画を作成、県に提出
- (2) 県：地域経済牽引事業計画の審査、承認

4 地域経済牽引事業計画の承認基準（「鹿児島県基本計画」より）

以下の(1)～(3)を満たすこと

(1) 地域の特性の活用（対象とする分野）

- ①本県のエレクトロニクス、メカトロニクス等の産業集積を生かした電子関連産業分野
- ②県内企業が保有する機械加工等の技術力を生かした自動車関連産業分野
- ③本県のさつまいも、豚等の農林水産物を活用した食品関連産業分野
- ④本県の食品関連産業・電子関連産業等の集積により蓄積された技術力を生かした健康・医療関連産業分野
- ⑤本県の電子部品製造等の技術力を生かした航空機関連産業分野
- ⑥県内市町村等が運営するインキュベトルーム等の施設を活用した情報通信関連産業分野
- ⑦本県の森林・海洋などの自然環境を生かした環境・エネルギー関連産業分野
- ⑧本県の世界自然遺産、世界文化遺産等の観光資源を活用した観光関連産業分野のいずれかに該当すること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の付加価値増加分が3,207万円を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 県内事業者との取引額が、計画期間を通じて1%以上增加すること。
- ② 事業所の売上げが、計画期間を通じて8%以上増加すること。
- ③ 事業所の雇用者数又は雇用者給与等支払額が、計画期間を通じて2%以上増加すること。

5 地域未来投資促進法に基づく主な支援措置

・国税（法人税）の課税の特例（地域未来投資促進税制）（※1）

（※1）適用にあたっては、「3手続き」の他に、国から先進性等について確認（地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認書の交付）を受ける必要があります。したがって、県から地域経済牽引事業計画の承認を受けても、支援措置が活用できるとは限りませんので、ご留意ください。

※先進性等の確認例：

同業他社に普及していない技術等を活用した製品・サービス

既存技術等を活用しつつも新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品・サービス

同業他社の一般的な方式とは異なる生産または販売方式を含む事業 など

※地域未来投資促進法では「地方税（不動産取得税、固定資産税）の減免制度」「工場立地法の特例（緑地率等の緩和）」も規定されておりますが、各自治体で条例制定が必要です。事前に各自治体へご確認下さい。

6 その他

本制度の内容や地域経済牽引事業計画の様式等については、県ホームページに掲載されていますので、ご活用くださいますようお願いします。

県HPトップ > 産業・労働 > 企業立地 > 地域未来投資促進法

7 添付資料

別紙1：地域未来投資促進法の概要

別紙2：鹿児島県基本計画の概要

別紙3：地域経済牽引事業計画（様式）

鹿児島市役所産業支援課ものづくり係 長崎

TEL:099-216-1323 FAX:099-216-1303

メール：san-monoduku@city.kagoshima.lg.jp

(県担当)

県庁産業立地課産業立地企画係 宮下

TEL:099-286-2967 FAX:099-286-5578

メール：kigyou-yuchi-k@pref.kagoshima.lg.jp

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（通称：地域未来投資促進法）の概要

(平成29年7月31日施行)

※ 経済産業省資料を基に作成

1 法律の考え方

地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす事業（地域経済牽引事業）を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図る。

2 対象業種

製造業のみならず、非製造業（観光業などのサービス業等）を含む幅広い業種

3 スキーム

地域経済牽引事業計画の承認（県）を受けた企業を支援

国：「基本方針」

協議 ↑ ↓ 同意

県及び市町村：「基本計画」

申請 ↑ ↓ 承認

事業者等：「地域経済牽引事業計画」

＜申請主体＞ ①民間事業者 ②官民連携型

＜要件＞ 地域の特性の活用、高い付加価値の創出、
地域の事業者に対する相当の経済的効果

＜主な支援措置＞ 国税の課税の特例（地域未来投資促進減税）
(特別償却(最大40%)又は税額控除(最大4%))

- ・設備投資額2,000万円以上
- ・国から先進性についての確認が得られたもの
などの適用要件あり。